

千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱新旧対照表

改 正 後	改 正 前
千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、千葉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、<u>国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）及び千葉県行政組織条例（昭和 3 2 年千葉県条例第 3 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u> <u>(会長及び副会長)</u> <u>第 2 条 削除</u> (会議の公開) 第 2 条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号）第 2 7 条の 3 の規定により非公開とする場合を除き、傍聴の方法により公開とする。 (雑 則) 第 3 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 0 日から施行する。 (施行期日) 1 この要綱は、平成 3 0 年 9 月 5 日から施行する。	千葉県国民健康保険運営協議会運営要綱 (趣旨) 第 1 条 この要綱は、千葉県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の議事及び運営に関し、千葉県行政組織条例（昭和 3 2 年千葉県条例第 3 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (会長及び副会長) 第 2 条 協議会の会長及び副会長については、公益を代表する委員のうちから、選出する。 (会議の公開) 第 3 条 審議会の会議は、千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号）第 2 7 条の 3 の規定により非公開とする場合を除き、傍聴の方法により公開とする。 (雑 則) 第 4 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 2 9 年 1 月 1 0 日から施行する。